

講演記録（レジュメを参照しながら聞き取りメモしたもの）高崎和美会員作成

NPO 活動法人 岡山家族支援センターみらい

特別講演会「みんなで支える離婚後の子どもの養育～面会交流を中心に」

平成 29 年 9 月 10 日 午後 2 時から岡山弁護士会館にて

講師 片山登志子弁護士

今紹介いただきましたが、こういう問題にどうしてかかわり始めたかを話します。私は司法試験になかなか通れなかった人間で、大阪家庭裁判所で事務官、書記官として 10 年近く働いており、そこで子どもや家庭の問題にずっと関わって、弁護士になった後もそれが頭から離れなかった。今、弁護士になって 30 年目。最初の 10 年くらいは離婚事件が多かったけれど、面会交流は今ほど厳しい紛争になることはなかった。ここ 15 年から 20 年くらいに難しい事件が増えてきた。面会交流のためだけに依頼する当事者も増えてきた。私も面会交流を支援したり、FPIC の人たちと勉強したりこの 20 年くらい考えてきた。

今日は、なぜ面会交流が大切なのか、続けていくことが大切なのでどうしたらできるかを一緒に考えたい。

「面会交流の現状・課題とみらい」を最初に依頼された。きょうは 離婚紛争における子の養育支援を当事者だけではなくみんなで支えたいということから副題に「みんなで支える離婚後の子どもの養育～面会交流を中心に」とした。

今日の全体の流れは、レジュメの「本日も話したいこと」を見ていただきたい。

- 1 子どもの養育の支援が重要
- 2 面会交流の現状と課題～今何が問題か。
- 3 円滑な面会交流の継続のためには何が必要か 安心して面会交流継続するために
- 4 面会交流支援は離婚後の親子にどのような効果をもたらしているか紹介
- 5 面会交流支援のみらい これからどうあるべきなのか。みんなで支えるとは？

では第 1 から。

養育支援の大切さをお話したい。未成年の子のいる夫婦の離婚において、一番大事なことは、離婚後の子どもの良好な養育環境をどうやって実現するか。これを抜きに財産分与や慰謝料といったお金の話をしても解決にならない。

離婚後においても、父母が、子の養育（主として養育費の支払い、面会交流の実施）について、たとえ離婚するにしても、円満な協力関係を継続し、そのことによって子にとって良好な養育環境が維持されるようにめざすことが絶対に必要。協議離婚でも調停離婚でも同じ。調停では、どうしたら実現できるかを絶対にきちんと話し合わなくてはいけないと思う。

その理由を後で話す、(両親の離婚は)成長過程にある子どものそれぞれの年代において子どもに大きな不安を与えるものである。抽象的に「そらそうやろう。」というだけのことでなく、大人の想像を絶する。赤ちゃんはこの世界で何もわからず不安がいっぱいなところ、母親との接触でかろうじてつなぎとめられている。その抱きしめるべき父母が離婚問題で子どもに寄り添えなくなっているときの赤ちゃんはものすごく不安だ。赤ちゃんは言葉では言えないけれど大きなストレスがかかっている。

私は、赤ちゃんの面会交流には立ち会ったことは少ないけれど、小学生は多く経験してきた。母といるときはなんとなく元気にしてるように見えていても、実はものすごく心の中ではいろいろ不安に思っている。例えば、「学校は変わらないといけないの?」「習い事は辞めないといけないの?」と私に聞いてきた子がいる。お父さんお母さんには聞けないけど私には聞いてくる。泣く。子どもの気持ちに配慮してきたつもりだったけど付き添いの経験を増やす都度、そういうのを見ていると、わかってなかったなと思うことがあった。子どもの不安や悲しみは大人の想像を絶するということを私たちはわかっておくべき。だからこそ、不安や悲しみをできるだけ早くできるだけ小さくしてあげることが大切。そのために親が一生懸命考えてそれに向き合うことが大事。

つぎに、(2) 子にとって良好な養育環境とはどのようなものか。

「子の福祉に配慮して」とよく言われる。けどじゃあ具体的に何ですかと言われてわからないことは多いのではないか。勉強したところによると、子の福祉の判断の基礎となる経験則として様々な研究がなされている。家裁月報 61 巻 11 号「家庭裁判所調査官による子の福祉に関する調査～司法心理学の視点から」という論文がある。理屈ではなく、経験の中からこういうのが一番子どもの良好な環境につながるという経験則が書かれている。他にも研究報告はたくさんある。

現在までの研究で共通して挙げられているのは以下の4つ

- ① 双方の親との愛着 (アタッチメント) が持っていること
→親から愛されていると思える関係ができているのがアタッチメント
- ② 監護者による良質な養育
→一緒に生活している人による良質な養育を受けていること
- ③ 経済状況や転居を含めた養育環境の安定性
→養育費と絡んでくる。住むところ、日々の経済状況が安定していること
- ④ 両親間の争いや暴力から保護されていること
→両親の紛争や暴力を感じないで暮らせることが保障されていること。

私がかかわっている事案で、面会交流をめぐる10年間争っている事例がある。面会交流でき

ることは大事なことのだけど、それにとまなう争いがずっと続いていると、その敵対的關係が
いかに子どもにストレスを与えるかを感じる。

この4つとも実現されることがとても大切。とても難しいけど、離婚後の子どもの成長のため
に不可欠と思う。

したがって、夫婦が離婚を考えるときには、いかにすれば離婚後においても上記①ないし④を
充足した養育環境を子に提供できるか、そのために夫婦のそれぞれがどのような協力をすべきか、
実際にできるのは何かを、離婚の前に話し合っ合意することがとても重要となる。

平成 23 年、民法 766 条が改正され、父母が協議上の離婚をするときは、面会交流や養育費の分担
等について、子の利益を最も優先考慮して協議で定めることが明記された。今述べたような考えがも
とになっている。ただ、条文では「定める」となっているけれど、合意できていなければ離婚できな
いのではなく、親権者さえ決まっていれば、合意できていなくても届けが受理される。養育費や面会
交流のことが届に書く事項とはなっていない。とはいえ、事実としては、この規定ができてから合意
する夫婦は増えている。

次に、

2 両親と子を支援する必要性と支援がもたらすものを考えてみたい。

一般論として、子の良好な養育環境の実現が重要なことは誰も反対しないと思われる。しかし、現
実に今離婚に直面している夫婦やその周囲の親族は、頭ではわかっても真に「子の視点」に立ち「子
の気持ち」に寄り添って離婚後の生活を考える・・・ということができない。

なぜか。それは、みんな理屈では子どものことを考えようと思っているし、子どものことを考えるか
らこそ離婚するんだと思っている人もいるのだから、離婚条件をいろいろ考えて行動することがその
まま子どもの利益につながる、と思いがち。しかし、子の気持ちに寄り添えていないことが多い。

あるいは夫婦の間でどうにもならないほどに葛藤状態になっていると、子どものことを考える余裕
すらなくなっている親もいる。だから、当事者だけでは無理。

だからこそ、当事者に対する支援が必要。ほうっておいてもみんなができるのならいいけど、
現実問題としてできていない。家庭裁判所に紛争が持ち込まれ、悲しい事件もおきているのだから、
親だけではできない難しい問題なのだと思う。だからみんなで支援しよう。

そして、2つめ。当事者に対する支援は、子の成長と両親の親としての成長をサポートすることに
もつながる。

親による養育を第三者が助けることによって子ども自身がものすごく成長することは児童心理の先
生方がみんないう。「人の家庭に口出ししないで」という考えはよくないのであって、周りの大人がみ
んなで支えることは成長につながるといえるそうである。

そしてもうひとつ、両親の親としての成長。一生懸命子育てしてきたでしょう。だけど離婚した後子どもとの関係がうまく築けないことはたくさんあって、第三者にサポートを受けることで、「親になおす」ことがある。第三者を介して子どもの本当の気持ちを知ったり望ましい姿を学びなおす、目覚めることになる。と FPIC の大先輩は言われる。

そうだとすると、渦中あるいはそれを乗り越えてきた夫婦は子どもの目線に立っていないからと言ったけど、子どもの目線に立てていれば支援はいらないのではない。子どもも親も支援を受けて成長することがあるのだから、離婚するすべての夫婦が離婚後の養育について第三者からの何らかの支援を受けることが望ましい、と東京の FPIC の大先輩が言っておられた。

離婚という苦しいことを乗り越えるに当たって第三者の支援を受けたら子どもも親も成長できるのだからと。本当にそうだ、と思う。離婚のどこかのタイミングで何らかの専門家の支援を受けることがすべての夫婦にとって大切。

その何らかの、といっても求められるのは、離婚紛争に直面している夫婦や離婚後の夫婦及び子に対する、適切なタイミングでの、良質で、手軽に利用できる支援のシステムが必要。タイミングと良質さ、誰でもどこでも受けられる仕組みが本当は必要。

こうしたシステムは、民間団体だけでなく、本来、家庭裁判所及び行政との連携のもとで構築されるべきと思う。

次に、**第2 面会交流の現状・課題**です。

1 面会交流の合意に関する現状は、母子世帯の 73%は、そもそも面会交流の取り決めがないそうだ。なんとなく実施している人もいるかもしれないけど、取り決めがないということはできていないことが多いと思う。平成23年の全国母子所帯等調査の結果では、現在も面会交流を行っているのは28%、過去におこなったことがあるが28%で、おこなったことがないが51%（取り決めのある場合、ない場合を含めた数字）。離婚後父と会えていない子どもは半分くらい。

その後、平成23年の民法改正後、市役所でパンフレットが配られたり、届出にチェック欄が設けられて、取り決めが増加していると思われるから、この調査は5年に1度で、平成28年に行われた調査の結果でわかると思われる。合意したからできているかはどうか注目したいと思っている。

この調査は紛争のあるなしを考えない調査だが、次は**2 家庭裁判所における面会交流関連事件の現状**をお話する。

面会交流だけのための調停が激増している。平成18年の5488件から毎年増加、平成27年には1万2264件と、9年間で2.2倍に増加している。

なぜこんなに難しいケースが増えているかを分析した文献は多分ないと思われる。それは個別

性がすごく高いから。以下、私が感じたことを整理する。

何が困難なのかという点

1 番目に、そもそも面会交流をしたほうがいいかどうかで紛糾してしまう。両方の親とアタッチメントがあるのがよいと一般的にはわかっているけれど、「うちは違う」と思うことが多い。「うちの主人は子どものことを考えていない」「DV をした夫だから子どものために会わないほうがいい。」など。その背景には、会わせたくないという気持ちがあることが多い。

DV 被害者の代理人をした弁護士の話では、父とちょっと接点をもっただけで母親に身体症状が出ることもある。何でもかんでも面会交流するのが正解とはいえない部分がある。それでも、あなたの場合はできるよねというケースでも同居親が「絶対いや」というケースもある。

それから、2 番目に、認める場合であっても、回数、1 回の交流時間、宿泊を伴うか否かでもめる。祖父母との交流を認めるか否か、同居親や第三者の立会の要否など、交流内容・方法の細部について父母の意見が食い違い、合意が困難なことがたくさんある。例えば、同居親が「私も同席しないと安心できない」という。

さらに、3 番目に、合意ができた場合であっても、面会交流の実施時に些細なことから再度紛糾し、面会交流の実施が困難になるケースも少なくない

さきほどの母子家庭の調査で、過去に合意があってできていたけど今はできてないのが 28 パーセントいるということは中断しているケースがいかに多いかということを示している。

支援している専門家によると、面会交流の中断は、子どもにとっては親を 2 回失うことになる。離婚で悲しく、面会交流ができるようになって嬉しい、その後また親が喧嘩してまたできなくなってしまふ。離婚以上に、なんで会えなくなったのかわからないだろう。なぜお父さんは会ってくれないのか、お母さんは会わせようと思わないのか。2 度親を失うくらいつらいと言われる。

今、増えているのが、同居親、別居親それぞれの再婚によって面会交流が困難になるケース。再婚自体は自然なことだと思うのだけど、再婚するとき、それぞれの元の結婚での子どもとの関係を維持してもらおうのかの問題。

私は今、再婚家庭の面会交流に関連する 5 つのケースを持っているけど、5 つとも全然違う。5 つとも子どもがすごく頑張っている。

そういう意味でも子どもの支援というか、関係を良好にすることが求められると思っている。

その背景は？なんでこんなに面会交流が難しいのか

まず第一に 同居親、別居親ともに、離婚後も同じレベルで親権者であり続けたいという強いこだわりを持つ人が増えた。

次に、親権者になれない場合でも、離婚後も同居親と同じ程度に子との交流を確保したいと

いう強い思いをもっている。同じは無理でも同じくらい濃くしたい、と思うようになると週に1回、何時間とか求める。しかし子どもは子どもで同居親との生活があるのだから、同じレベルで関わるなんてありえない。居住環境の安定。同じように手をひっぱりあってどうするのかとなるのだが。

それから、同居親の別居親に対する強い否定的・拒否的感情があるケースもある。それだけでなく、同居親の両親（子の祖父母）の強い拒否的意向がはたらくケースもある。経験したケースでは、同居親である母は協力したい面会させたいと思っているけど、祖父母は絶対ダメと言う。娘が離婚でひどい目にあっているのに何で相手のわがままに応じないといけないのかと思うのはわかるが、それは相手（夫）のわがままではないんですという話を（娘の代理人として）懇々とした。実家に帰って祖父母のサポートを受けながら子育てをしないとけない娘さんにとっては両親（子の祖父母）の気持ちに反することはしにくい。

子にとっても両親にとっても、別居や離婚といった事態は三者三様にしんどい。不安と哀しみを伴うものであり、気持ちの整理をつけることの難しい苦しい心理状態におかれている。自信を失い落ち込む父も、生活レベルの低下に不安を感じる母もいる。だから子どもの気持ちがわからない親の気持ちもわかる。けど、「（その気持ち）わかるわ。」で済ませたらおしまい。

親というのは子の気持ちを自分の感情と切り離して客観的に観ることができない。しかたがない。だけど、両親の離婚紛争を、子はどちらの親ともまったく違う目で見ているし、違う感じ方で受け止めているということが事実。それを理解して、子の気持ちを観ることが大切。それが以下の棚瀬一代さんの発言に現れている。

神戸親和女子大学発達教育学部の教授であった棚瀬一代氏の発言参照（平成22年7月5日に大阪で開催された第56回全国家事調停委員懇談会のパネルディスカッション「子どもを主役に、子どもの目線で面会交流を考える～子どもの言動を通して成長する親～」におけるパネリスト発言）（ケース研究題306号）。

「子どもは、親から虐待を受けたというような特別の事情がない限り、たとえ両親が非常に激しく夫婦喧嘩をしているような場合であっても、親には離婚をして欲しくないと思って（喧嘩しているから別れたほうが良いとは思わない）。離婚をしてしまったような場合でも、どうして結婚の誓いを破って離婚などをしたのか、あるいは皆でまた昔のように仲良く暮らしたい、そしてお父さんもお母さんも大好きだというような、こういった生の声を私自身は子ども達と出会う（教育学部の研究の臨床）なかで非常によく聞かされております。子どもたちの思いに共通しているのは、強い「和解幻想」であると思っております。・（中略）・子どもと親の気持ちというものは非常に大きくずれているということを感じます。」

棚瀬一代氏は、このパネルディスカッションの中で、繰り返し、「離婚後は、夫婦関係と親子関係というものをしっかりと分けていくことが、離婚を選びとった大人の責任である」という趣旨の発言をされた。

この「和解幻想」「和合幻想」は5歳前後で現れると言われるが、臨床で3歳からもう始まると棚瀬さんは話した。親はもう離れたほうがよいと思っているのに、「くっつけ」と思っている。

だから離婚やめとけというのではなく、子どもがそういう気持ちになることを知った上で、傷つきや不安が小さくなるような環境を整えることが離婚を選択した大人の責任だと。そのことが一番面会交流や養育を考える上での大事なポイント。

以上から、子どもと親との視点の違いがわかったところで、次に、**第3 円滑な面会交流の継続のためには何が必要かに移る。**

まずは、面会交流についてきちっと合意をすること、それに向けて合意しようと当事者が思えるように支援することが大切。親として大変ということもわかるけど、夫婦が、離婚紛争の渦中でも「親」として、「子の視点」に立ち「子の気持ち」に寄り添って離婚後の生活を考えなくちゃと気づいてもらうように支援しないといけない。

そのためには、(1) 離婚紛争は、子にどのような影響を与えているかを知ることが大切。それを文章にしてみた。

両親の不和、別居そして離婚という離婚紛争の過程（なんとなくうまくいかなくなっているいろいろあって離婚へ進んでいく）は、未成年の子に、周囲の大人の想像を絶するほど大きくかつ多様な影響を与えている。

両親と一緒に何の不安もなく過ごしていた（当たり前と思っていた）日常生活がある日突然変化する（崩れていく）だけでも、子にとっては大きな衝撃であり、これから何が起こりどうなっていくのか予想もできないなかで大きな不安と喪失感に包まれることになる。なぜかというところの親からも何の情報も与えられないか、または一方的な情報を与えられる。だから自分で決められない。ぼくはこうしたいと発言するのむずかしい。そういう状況。子の不安の対象はさまざま。①生活の場（同居親やその親族との関係も含む）②友人関係 ③学校関係 ④別居親との関係。

同居親は自分が守ってやればそれでよいと思っているが、それは子どもに失礼。地域や学校での人間関係のネットワークを壊すことについて、親が「しんどいね」と寄り添えることが大事。

そのとき、どうやったら子どもの気持ちがわかるか。

つぎに、(2) 離婚紛争の渦中で、子の意思を把握することの大切さとそのポイント

これは、子どもに寄り添ってしっかり聞くしかない。

次に、(3) 子の意思を把握することの難しさについて。

現実には、子の心理状態や意思を把握することは、両親にとっても、両親の一方から相談を受けた者（代理人弁護士を含む）にとっても、極めて難しい。

まず、両親は子の意思を把握するのが難しい。なぜなら離婚紛争の渦中にある両親は、それぞれが相手に対する怒りや自身の喪失感、将来への不安などを抱え、非常に厳しい心理状態にあるため、なかなか子の気持ちや意思に冷静に向き合い、それを受け止めることができない。

また、両親の一方から相談を受けた者（代理人弁護士を含む）も子の意思を把握するのが困難。なぜなら、離婚紛争の解決に関与する者は、何よりも相談を受けた当事者の気持ちに寄り添いながら解決に向けて相談者を支援することが求められるから。相談者の、親としての気持ち、親の子に対する思いを受容することがまず必要となるから。はじめから中立的な立場で、面会交流させたくない妻（依頼者）に対して今日話したようなことを伝えたら、代理人から離れていくだろう。親である相談者との信頼関係を維持するのは、依頼者が「この気持ちをわかってもらった。」と思えるから。そのうえでこそ、面会交流の大切さを説くこともできるのだから。

逆に、非監護親の側の代理人である場合には子どもがまったく見えないから難しい。

ということで、両親の不和の間にはさまって忠誠葛藤に悩んでいる子の素直な気持ちをうまく引き出して受け止めることは、誰にとっても非常に難しい。

それと、「子どもは語らない」、「子どもは頑張ろうとする」傾向がある。心理学の先生によると、このままではうつ病的になりそうだ、なりたくないということから、逆に躁状態になる。急にお利口になったり急にお手伝いしたり。そういう子どもに「だいじょうぶ？」と聞くと「だいじょうぶ！」と答える。箱庭療法で家裁の調査官が箱庭を使ってどういう気持ちでいるのかを引き出した体験から、「元気に話している子どもが、考えられないほど恐怖感を表す箱庭を作ることがある」と言っていた。怪物をたくさん並べるとか。

口で大丈夫と言っているから大丈夫だ、とはいえない。気持ちを理解することはお母さんだけではできないし、代理人がついていてもできない。だから家庭裁判所の調査官や専門家がいないとできない。

だからこそ、すべての離婚する両親に、支援がいる。

2 両親が「子の視点」に立ち「子の気持ち」に寄り添って離婚後の生活を考えることができるように多様な観点から支援することが重要。その瞬間だけでなく離婚に至るまでのプロセスにおける当事者に対する支援が必要。ということ。

じゃあ、具体的にはどんなことが考えられるか。

(1) 離婚や子どもの養育について手軽に相談できる相談窓口。

これは一番やりやすい、そして効果があることだと思う。岡山市でも子ども養育の専門相談窓口がで

きたと聞いているが、明石市では2、3年前から市長さんが熱心に取り組み、月に1回子ども養育専門相談を実施している。離婚に限らず、子どもの養育に悩んでいる人の相談をできるだけ早くから受け止めるということ。相談担当者は、弁護士もいるかもしれないけど、FPICの人とか元家事調停委員とからしい。

こういう相談の機会が増えたらいい。専門家としては、教育学者、心理学者など他にもいる。

(2) 離婚紛争中や離婚後における子の気持ちと子の福祉や子の利益の考え方について、父親と母親が共通の理解と認識をもつことが基礎なのだから、手軽に受けられる親教育講座等を開設して支援することも、大変効果的だ。

(参考1) 大阪家庭裁判所では、未成年の子のいる夫婦から夫婦関係調整の調停申し立てがなされた場合には、親に向けたガイダンス「お子さんに配慮した話し合いに向けての説明会」を開催している。参加は自由で、案内した親のうち概ね3割の当事者が受講しているとのことである。

内容は、1つは最高裁が作っているDVDを見て話をする。もうひとつは調査官が今日話したような良好な養育環境を作るためにどう話し合いをするべきなのかのガイダンス。

(参考2) 東京の家庭問題情報センター(FPIC)では、ミニセミナー(かるがもクラスー親ガイダンス)を実施している。不定期。基本は、子どもの気持ちを理解するためのガイダンス。大阪でも昨年このガイダンスがあり、私は依頼者の一人に紹介した。帰ってきて開口一番に「面会交流させます。」とのことだった。「自分としてはしんどいけど、しないと私の子育てはダメだと思った。」と。私もこの依頼者に代理人としてそのガイダンスと同じことを伝え続けていたけど遠慮して話していたためか全然響いていなかったとわかった。同じことをFPICという専門の第三者から聞いた依頼者は気持ちが動いた。専門の第三者の支援とはそういうことなんだなと思う。

次に、

(3) 調停等の手続の中で、家庭裁判所調査官により子の生活状況等の調査を実施してもらい、そこから子の気持ちを知ることは、夫婦が高葛藤にあるケースでは、私は必須だと感じている。

(4) 調停・審判手続の中での試行的面会交流を活用することもよい。試行的面会交流をしてみませんかとお勧めしている。裁判所調査官が関与した試行を経験することで、子の気持ちが見えてくる両親も少なくない。

大切なことは、両親の心情、あるいは子の心情を十分に聴取し、無理のない安全な試行的面会交流を実施すること。ともすればぶつかり合うこともあり、試行したことで決定的にだめになることもあるから。家庭裁判所調査官の関与のもとでの試行的面会交流の実施などは、紛争の解決に大きな役割を果たしている。

ここまでは、離婚までの支援。

次に離婚時に合意ができた後、ダメにならないために支援がいるのではというお話をします。

3 離婚後の面会交流の円滑な実施をどう支援するか

(1) 離婚後の面会交流に関する紛争で、離婚当初は実施できていた面会交流が途絶えてしまったケースのパターンは5つ。

- ① 父母やその周囲の大人の葛藤が根本的に解決していない場合
→面会交流すれば離婚してくれるのね、というだけで離婚を済ませたとき。
- ② 面会交流の方法についての意見の相違が解消していない場合
→ちゃんと具体的に考えた合意になっていないとき
- ③ 子に心身の不安定や面会交流に対する拒否的感情が出てくる場合
→問題をしっかり見ずに面会交流さえすればいいよねというときに出てくる。①②と関連
- ④ 同居親の再婚
- ⑤ 非同居親の再婚

最初の3つのケースでは、面会交流の合意をする際に、子にストレスのかからない両親間の争いや暴力などの危険行為から保護された状態（安全で子が安心できる状態）での円滑な面会交流の実施が継続できるかどうか、できるためにはどのような合意が必要かを慎重に見極めることが重要。

そして父母間の葛藤が高く、面会交流の度にトラブルが起きて子にストレスのかかることが予想されるケースでは、最初から第三者支援機関等による面会交流の実施そのものの援助を利用することが、子の福祉の観点からも重要だと思う。

今年の4月に伊丹で面会交流中に子どもがお父さんに殺されてしまった事件が発生した。私からすれば、危険行為から保護されるように慎重に見極めることが最重要。あのケースは、父は妻にDVしていたが子どもには暴力がなく、子どもは父親が大好きだったので母は面会交流に反対しなかったのだが、父の精神的な不安が解消されていなかったのではないかと、離婚自体に納得していなかったのではないかと思う。3人の関係に本当に問題がないのか。3者ともがストレスを感じない面会交流が本当に実現できるかどうかを見極める必要がある。

そして、面会交流実施を支援する団体等による援助を手軽に利用できる社会システムの整備が求められる。相談やガイダンスは始まっているが面会交流の支援をしている団体は本当に少ない。岡山にはあって本当によかったと思う。

東京でFPICが調査研究のために全国から相談を受けたところ、「私の住んでいる地域で面会交流を支援してくれる団体はないか。あったら紹介してほしい。」という相談が多かったとのこ

と。

第4 面会交流の援助は実際にどのような効果をもたらしているかについて。

まず、1 親機能の補完と子の成長の支援につながる。面会交流が大きな効果をもたらしていることを紹介する。東京のFPICの山口恵美子さんに話を聞く機会が去年あった。山口さんによると、第三者による面会交流支援は親機能の補完と子の成長をもたらす。親に代わって無条件の安心と安全を確保して子どもと大人の信頼関係を築いて成長させてあげられる。

どんなにつらい思いをしても、安心安全な場所を作ってくれて守ってくれる大人がいれば脳が回復する。最新の科学でわかっているとのこと。誰かがしっかり抱きしめて「大丈夫だよ」と言っているのを親に代わって。FPICはそういう気持ちでしているとのこと。

2 親も第三者の援助のもとで、親として成長する。もうひとつも山口さんの話。親も第三者から援助を受ける中で親意識をもう一度学びなおしてそのスキルを持てるようになる。さきほど私が話した私の依頼者のようなことだと思う。

あと、まとめに入りますが、面会交流の援助は、「子が健やかに成長する権利」を保障することである。それを確保する責任は、まずは親が果たすべき。だから親の私事。何でも国が口を出すのは望ましいことではない。

だけど、離婚という難しい状況に直面したなかで子どもの健やかな成長を確保しようというときに、「親の責任だ」と言って済ませていたのではダメ。私事の領域なのだけど、十分に保障されてないときは国がしなくていけないと子どもの権利条約に書いてある。

最後になるけど、第5 面会交流支援のみらいとして必要なことは、

1 離婚に直面したときに、気軽に相談をしたり、親としての子の気持ちへの寄り添い方を学習できる場が利用できること

2 面会交流を支援する団体等が全国に創設され、離婚時の合意に従った面会交流を父母も子どもも安心して実現できるよう援助してもらえ環境が整備されること

岡山にみらいがある。これが自治体との連携などで制度として整備されることが大切。

3 地域で面会交流を支援する団体等と家庭裁判所との連携が適切になされる環境が整備されること

家庭裁判所の役割が大きいことは既に述べた。しかし、手続き中の裁判所の専門家の支援と、その前、その後の支援をつなげていくために連携が重要。

民間団体の援助を利用した面会交流を合意する場合には、当該団体の援助による試行的面会交流を実施することが効果的。大阪では2回に限ったお試しを引き受け、それを前提とした調停成立も実際にしている。

ばらばらではないそうした連携のあり方も充実してもらいたい。

あと、

4 面会交流の当事者である子や両親の心理的な問題にも対応できるような臨床心理士等の専門家との連携が整備されること

私自身も、困るたびに心理の専門家に助けてもらっている。これも制度として、みらいと臨床心理士が連携して相談を受けてくれるみたいなことがあればと思う。

参考情報 を上げておきます。

○ 厚生労働省委託調査研究事業「親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究報告書」（公益社団法人家庭問題情報センター）

が、この秋に厚生労働省のホームページで公表される予定。ぜひ参照していただきたい。

○ 日弁連家事法制委員会において、本年12月16日（土）午後1時～5時、日弁連会館2階クレオで家事法制シンポジウム「子の福祉のための面会交流～面会交流支援団体の実情から考える～」(仮題)を企画中。